

あけまして
おめでと
うござい
ます



高井会計だより

編集 発行人
税理士

高井直樹

事務所 〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 12日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

ワンポイント ノーベル賞と税金

昨年、日本の3人の研究者がノーベル物理学賞を受賞し話題になりましたが、その賞金については、「ノーベル基金からノーベル賞として交付される金品」は非課税とする税法の規定があります。ただし、6つあるノーベル賞のうち、経済学賞だけはスウェーデン中央銀行の基金からの交付のため、この規定の対象外です。

1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
2月2日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出
2月2日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付
1月13日
(納期の特例を受けている事業所の7~12月分は1月20日)
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)
2月2日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告
2月2日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
(年3回の場合)
2月2日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告
2月2日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出
2月2日
- 労 務 / 労働保険料の納付(第3期分)
2月2日
(労働保険事務組合委託の場合2月16日まで)

平成27年
1月より
**大きく変わる
相続・贈与税**

平成二十五年度税制改正では、相続・贈与税について大幅な見直しが行われましたが、平成二十七年一月からの適用開始となるものが少なくありません。そこで、今回は改めて今年一月から開始される項目について整理してみます。

1 相続税の基礎控除の縮小

(1) 趣旨

相続税については、地価が大幅に下落した今日においても、バブル期の地価上昇に対応した基礎控除や税率構造の水準が据え置かれてきた結果、課税割合が低下する等、富の再分配機能が大きく低下してきました。こうした状況を受けて課税ベースの拡大と税率構造の見直しが行われました。

(2) 改正の内容

相続税の基礎控除について、定額控除額が三千万円に、法定相続人比例控除額が六〇〇



万円にそれぞれ引き下げられました(表1参照)。

2 最高税率の引き上げと税率構造の見直し

表2のように法定相続分に応じた各取得金額が、二億円超三億円以下の人及び六億円超の人については税率が五%引き上げられました。

3 小規模宅地等の特例の拡充

① 特定居住用宅地等の適用限度面積の引き上げ

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算特例について、特定居住用宅地等の適用できる限度面積が二四〇㎡から三三〇㎡に拡大されました。

② 特定居住用宅地等と特定事業用宅地等との「完全併用」

表1 相続税の基礎控除額

区分	改正前	改正後
定額控除の金額	5,000万円	3,000万円
法定相続人比例控除の金額	1,000万円× 法定相続人の数	600万円× 法定相続人の数

(注) 昭和50年以降の基礎控除額などの推移は、下表のとおりです。

年	基礎控除額		税率	
	定額控除	比例控除	段階	最高税率
昭50～昭62	2,000万円	400万円	14	5億円超 75%
昭63～平3	4,000万円	800万円	13	5億円超 70%
平4～平5	4,800万円	950万円	13	10億円超 70%
平6～平14	5,000万円	1,000万円	9	20億円超 70%
平15～平26	同上	同上	6	3億円超 50%

表2 相続税の速算表

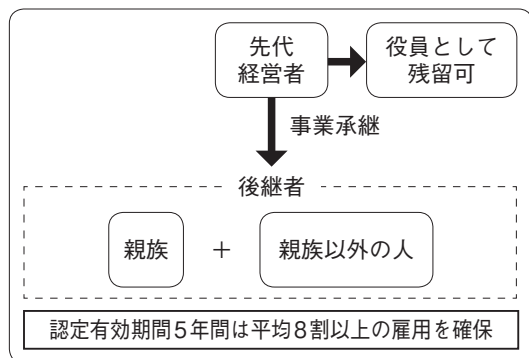
法定相続分に 応じた各 取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	40%⇒45%	1,700万円⇒2,700万円
6億円以下	50%	4,700万円⇒4,200万円
6億円超	50%⇒55%	4,700万円⇒7,200万円

4 相続時精算課税制度の適用要件見直し

① 受贈者要件に二〇歳以上の孫が追加されました。
② 贈与者要件にある年齢要件が、六〇歳以上に引き下げられました。

特定居住用宅地等と特定事業用宅地等を併用適用する場合には、「完全併用」が可能となり、それぞれの区分における限度面積(三三〇㎡・四〇〇㎡)まで特例の適用対象とされました(最大適用面積七三〇㎡)。

表3 事業承継税制



改正前	改正後
①後継者を先代経営者の親族に限定	親族以外を後継者とすることも可
②相続・贈与時の雇用の8割以上を「認定有効期間5年間毎年」確保	相続・贈与時の雇用の8割以上を「認定有効期間5年間平均」して確保
③先代経営者は贈与時に役員を退任する	「代表を退任」するだけで役員として残留可

表4

①特例贈与財産(20歳以上の直系卑属が受ける財産)の贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
200万円超 ~ 400万円以下	15%	10万円
400万円超 ~ 600万円以下	20%	30万円
600万円超 ~ 1,000万円以下	30%	90万円
1,000万円超 ~ 1,500万円以下	40%	190万円
1,500万円超 ~ 3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円超 ~ 4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

②一般の贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
200万円超 ~ 300万円以下	15%	10万円
300万円超 ~ 400万円以下	20%	25万円
400万円超 ~ 600万円以下	30%	65万円
600万円超 ~ 1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超 ~ 1,500万円以下	45%	175万円
1,500万円超 ~ 3,000万円以下	50%	250万円
3,000万円超	55%	400万円

5 事業承継税制の要件緩和など抜本見直し
 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、使い勝手を良くするため適用要件の緩和や負担の軽減など表3のような改正が行われました。

6 贈与税率の見直し
 二〇歳以上の直系卑属に適用される贈与税の税率表と、その他の者に適用される税率表が別

7 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の見直し
 相続財産である土地等を譲渡した場合の特例について、土地等を譲渡した場合に譲渡所得金額の計算上、取得費に加算する金額を、その者が相続したすべての土地等に対応する相続税相当額から、その譲渡した土地等に対応する相続税相当額とされました。

になりました(表4参照)。

新年のご挨拶



明けましておめでとうございます。

本年1月より相続税の基礎控除額が引下げられることから、路線価は従来どおりでも相続税の課税対象者の増加が予想されます。その一方、小規模宅地等の減額特例の見直し(面積要件の拡充)により、税負担が緩和されるケースもありますので適用に注意が必要です。

本年は3年に一度の固定資産税の評価替えの年に当たります。固定資産課税台帳に登録されている価格に不服がある場合は一定期間内に限り審査を申し出ることができます。この申し出ができるのは評価替えの年だけですので期限に注意して下さい。

4月以後取得する新車の軽自動車と、バイク(既存・新車問わず)の軽自動車税が強化され、27年度以降の税率が1.25倍～1.5倍に上げられます。軽自動車の駆け込み需要を狙ってこの冬はメーカーの販売合戦が熱を帯びるでしょう。

増税が企業・家計を圧迫しますが、知恵を絞って乗り切るしかありません。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

所得税、贈与税が課されない 弔慰金の範囲

法人又は個人からの弔慰金で社会通念上相当と認められるものは、所得税及び贈与税が課されないこととされています。ここでいう「社会通念上相当と認められるもの」については具体的な金額が明らかではありませんが、相続税法基本通達3-20により弔慰金等に相当する金額として取り扱われたものについては、所得税及び贈与税が課税されないと考えられます。

相続税法基本通達3-20の取扱いは、被相続人の死亡により相続人等が受ける弔慰金等が実質退職手当等に該当するかどうか明確でないものについて、業務上死亡の場合には普通給与額の3年分相当額を、業務上の死亡でない場合には普通給与額の半年分相当額を弔慰金等(相続税は非課税)として取り扱い、これを超える部分を退職手当金等(相続税の課税対象)に該当するものとして取り扱うこととしています。

親名義の建物に子供が増築したときの贈与税

親名義の建物に子供が増築した場合、増築部分は建物の所有者の所有物となります。この場合、親が子供に対して対価を支払わないときには、親は子供から増築資金相当額の利益を受けたこととなり、贈与税の課税対象となります。

しかし、子供が支払った増築資金に相当する建物の持分を親から子供へ移転させて共有とした場合には、贈与税の課税対象とはなりません。なお、この場合、親から子供への建物の持分の移転は、親から子供に対する譲渡となり、譲渡利益が生じるときは譲渡所得の課税対象になります。共有とするための譲渡及び親子間の譲渡であることから、居住用財産を譲渡した場合の特例は適用できません。